

東日本大震災津波からの復興に向けた

岩手県森林組合連合会及び関係団体の取り組み

岩手県森林組合連合会

代理理事専務 澤口良喜

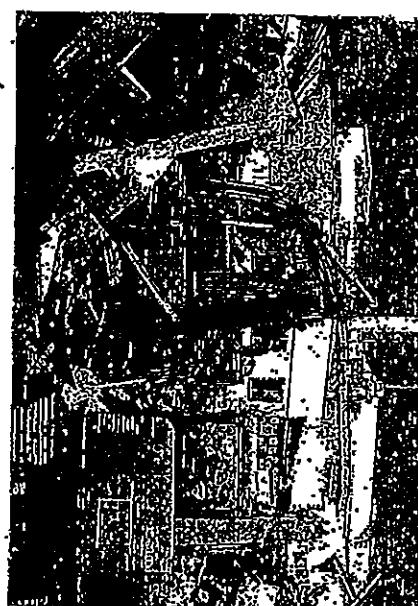
1 主な取組内容

(1) 被災者への支援

- ・東北森林管理局が被災者避難場所に薪ストーブ百数十台送る事となり、局からの要請でその燃料となる薪を本会(花巻市森林組合)が提供した。(23.3.13 災害発生直後の取組み)
- ・全国の森林組合系統から寄せられた支援物資を地域の森林組合を通じて組合員他被災者に届けた。

(2) 被災地の瓦礫処理支援

- 被災した沿岸地域の森林組合は、
所有しているグラップル付ペッパー、
ショベル等の機械を駆動員して、
市街地の瓦礫整理に取組んだ。
(沿岸 6 森林組合ほか)



(23.3.20 釜石地方森林組合の支援活動)

(3) 木材加工施設の復旧支援

県内素材生産量の約 80% を納入していた沿岸地域の大型合板工場(宮古市 3 工場、大船渡市 2 工場)が全て被災し、工場建物・機械の損壊を始め工場敷地内にあった大量の原木が市街地等に流失した。被災した工場の早期復旧と市街地の瓦礫撤去を進めるためには断続した原木の早期撤去・回収を最優先で取組むこととし、専用的な技術と機械を所有する林業事業体の支援が不可欠であり、地元の森林組合をはじめとする林業事業体のほか、県内陸部の事業体も集中的に支援した。

内陸部からの支援・取組状況(23.4~7 月の 4 ヶ月間)

グラップル付パワーショベル	延 157 台
グラップル付トラック	延 92 台
ダンプトラック	延 195 台
機械オペレーター・作業員	延 805 人

(本会が把握している数のみで、地元・近隣からの支援については未確認)



(建物内に流失した丸太の搬出作業)

(工場内に散乱した丸太の整理作業)

(4) 基礎筏用スギ丸太の供給

基礎筏的な被害を受けた沿岸地盤の差積施設の早期復旧を支援するため、国有林など関係機関と連携し、基盤筏用スギ丸太の供給を行った。

基盤筏用丸太については、これまでも地元だけでの対応は無理であることから、本会が中心となって東北森林管理局、森林総研森林農地整備センター及び漁業協同組合連合会との連携により、三陸や三洋漁協と広田湾漁協に対し、19,405本(約970台)のスギ丸太を供給した。

後に使用するスギ丸太は、伐採時期(10~2月)が限られること、末口径8cm、長さ4m、10m、12mと特殊な採材となることから、県内森林組合等の素材生産業者を対象として生産研究会を開催し、各方面の協力を得て各漁協の復旧希望台数分の丸太を供給することができた。

釜石市平田地区・尾崎白糸での現場検査会の様子



貴重な木材を運び分けた沿岸地盤の差積施設に於けて、木造構造物組合会が実施
した被害調査会の写真

(5) 間伐材利用製品の寄贈

企業活動として自社製品チラシ等リサイクル回収により得た古紙売却益で、森林保全活動を実施しているKDDI㈱は、東日本大震災の被災地を支援するため、地域の間伐材を活用した新たな取組を実施することとなり、本県においては、この事業を活用し釜石地方森林組合、県森連及び地元工務店等のグループで取組んでいる復興住宅「森の貯金箱プロジェクト」のFSB工法により、間伐材を使用したバス待合所5基、ベンチ18基を釜石市に贈呈した。

また、系統金融機関である農林中央金庫も、地元の森林組合と連携し、コミュニケーションベースペースに地元産木材を活用した木製品を寄贈する取組を進めており、これまで住田町の仮設住宅団地に木製ベンチ30基を寄贈したほか、今後、陸前高田市、釜石市でも同様の取組を行うこととしている。



(間伐材で製作したバス待合所)

2 取組みを進める上での課題

(1) 被災した合板工場の状況は、宮古市の3工場のうち2工場が復旧したもの、1工場は再建を断念し、生産量は震災前の50%に止まり、また、大船渡市にあった2工場はいずれも再建断念したことにより、間伐材の流通が停滞したまま推移している。このことが公益的機能を有する森林の適切な整備の実行に大きな影響をもたらすものと危惧されることから、これら減少した生産量を補完できる大型工場の誘致が必要。

(2) 東京電力福島原発事故による放射能汚染被害で、被災した沿岸部を含め県南14市町が原木しだけの出荷制限を受けており、これまで永年に亘って稼き上げてきた本県原木しだけ産業は危機的状況にある。生産者が希望と意欲を持って生産再開できる体制の早期確立が課題である。

3 今後の取組み方向

(1) 地域材の利用促進

被災した地域で復興する公共施設等の建築には、地域で生産される木材を積極的に使用するよう働きかける。このことが、被災した地域の雇用の拡大、地場林業の振興と経済の活性化に繋がる。

(2) 木質バイオマス発電への原料供給

国のエネルギー政策に基づき、再生可能エネルギーとして「木質バイオマス発電事業」が各地域で計画されており、その原料となる間伐材等未利用材の安定的な供給体制を確立する。